

## 市有地の随時売却応募要領

購入を希望される方は、この要領等の内容をご了承のうえ、お申し込みください。

### 1. 申込資格

個人、法人を問わず、次に該当する方を除き、どなたでも申し込みできます。

#### 【申し込みできない方】

- (1) 海津市の公有財産に関する事務に従事する本市の職員（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当する者）
- (2) 次のいずれかに該当する者（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者）
  - ① 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (3) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過していない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者）
  - ① 市との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなくて市との契約を履行しなかった者
  - ⑥ 市との契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - ⑦ この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 法人の場合において、会社更生法等の更生手続開始申立がされている者
- (5) その他市長が不相当と認めた者

## 2. 申込方法

市有財産購入申込書に必要事項を記入・押印したうえで、添付書類を添えて、持参又は郵送により申し込んでください。

(1) 提出書類（押印する印鑑は、印鑑証明書と同じものを使用してください）

- ① 市有財産購入申込書 1部
- ② 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） 1部
- ③ 誓約書 1部

(2) 申込先

① 持参の場合

海津市役所 東館3階 海津市総務部総務課 契約管財係

② 郵送の場合

〒503-0695 海津市海津町高須 515 番地

海津市総務部総務課 契約管財係 宛

## 3. 物件の事前確認について

現地説明会は実施しませんので、購入希望者ご自身において、あらかじめ必ず現地を確認してください。「物件調書」は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、購入申込を行う前に、必ず購入希望者ご自身において、現地及び利用等に係る諸規制についての調査確認を行ってください。

**※物件は、現況のままで引き渡します。（図面と現況が相違している場合、現況が優先します。）**

- ・電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切海津市では行いません。
- ・上下水道及び電気など供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、海津市では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せのうえ、各自で対応してください。
- ・物件内にある動産やゴミの撤去は、海津市では行いません。
- ・地下埋設物、地盤及び土壌に関する調査、電波障害の調査は原則として行っていません。
- ・越境物の処理については、海津市では関与しませんので、相隣関係で話し合ってください（契約後に判明した場合も同様です。）。

#### **4. 売買契約の締結**

売買契約書は海津市で用意します（売買契約は「申込者」名義で締結します）。

なお、契約書に貼付する収入印紙は、購入者の負担となります。

#### **5. 売買代金の納付**

落札者は、売買契約締結後30日以内に海津市が発行する納入通知書にて売買代金の全額を納付して下さい。売買代金が全額納付された時に財産の取得となります。

#### **6. 権利移転の登記**

登記に係る一切の費用は、購入者の負担となります。

#### **7. その他**

##### **(1) 危険負担の移転時期**

売払い物件に係る売買代金の全額を納付したとき。

売買代金納付後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は、購入者が負うこととなります。

##### **(2) 契約不適合責任**

契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。